

品川区スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

制定 平成31年3月27日区長決定
要綱第64号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条の規定に基づき品川区スポーツ推進計画(以下「スポーツ推進計画」という。)を策定するため、品川区スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進計画の策定に係る調査および検討に関すること。
- (2) スポーツ推進計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他スポーツ推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内のスポーツ・レクリエーション団体および区内関係団体の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 学校関係者
- (5) 品川区職員
- (6) その他区長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日からスポーツ推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の指名する委員により構成する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、文化スポーツ振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用し、スポーツ推進計画の策定が完了した日の翌日にその効力を失う。